

Title	高知県四万十市西土佐大宮における行為指示表現
Author(s)	酒井, 雅史
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 11 P.28-P.41
Issue Date	2013-03
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/24761">https://doi.org/10.18910/24761</a>
DOI	10.18910/24761
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 高知県四万十市西土佐大宮における行為指示表現

酒井 雅史

【キーワード】西土佐大宮方言、行為指示表現、タヤ形式

### 【要旨】

本稿は、2011年・2012年に行なった面接調査の結果をもとに、高知県四万十市西土佐大宮地区における行為指示表現の記述を行なうものである。西土佐大宮地区の行為指示表現に関して以下のことが明らかとなった。

- (a) 命令形、テ形およびタヤ形式が使用される。連用形は使用されない。
- (b) タヤ形式は《勧め》で、テ形は《依頼》で、命令形は《命令》でそれぞれ使用される。
- (c) 命令形およびテ形が使用される場合、終助詞または授受動詞を伴って使用されることが多い。
- (d) 聞き手との関係および発話機能だけではなく、発話が「タイミング考慮／タイミング非考慮」「矛盾考慮／矛盾非考慮」のいずれの解釈を受けるかによる使用語形の違いがある。

### 1. はじめに

本稿では、2011年および2012年に実施した調査に基づいて、高知県四万十市西土佐大宮方言（以下、大宮方言）における行為指示表現に関してその使用範囲の記述を行なう<sup>1)</sup>。本調査の目的は、無敬語地域における対人関係把握に関わる言語表現について調べることであった。具体的には当該方言で確認されている行為指示の形式（特に「行ったや」「来たや」などのタヤ形式）の使用範囲について調査を行なった。

以下、2節で当該地域の行為指示表現に関する先行研究に触れたのち、3節で調査の概要について、4節で調査結果についてみていく。5節で大宮方言における行為指示表現形式の使い分けについて考察を行ったのち、6節でまとめと今後の課題について述べる。

### 2. 先行研究

高知方言に関する先行研究のうち、行為指示表現について詳しく論じたものは管見の限り見あたらない。今回、調査を行なった大宮方言の属する地域（幡多地方）を含む高知方言の行為指示表現に関しては、おおむね以下(1)および(2)のような指摘があるのみである。

---

1) 本稿の作成は酒井が行なったが、調査は酒井と張允娥（大学院生）と韓娥凜（大学院生）で分担して行った。

- (1) 東（「東ことば」の略）では、命令表現の際命令形による命令と連用形による命令との両方が使用され、前者はぞんざいな感じ、後者は優しい感じを伴うが、これらは京阪方言の影響を受けたものであろう。これに対して西（「西ことば」の略）では連用形命令を使用しない。（幡多地方南部いわゆる「渭南」を除く）

（土居 1982:37）

- (2) 動詞命令形によるものとは別に、動詞連用形の命令表現がさかんである。（前者に対して後者のほうが、待遇上、ていねいの趣があることは言うまでもない。）この場合、文末助詞「ヤ」を伴うことが多い。【中略】なお、幡多地方では、「行ケ・見ヨ・来イ・シヨ」などの命令形の表現形式が主である。（吉田 1982:438）

これらに加えて、幡多地方の行為指示表現に関しては以下 (3) (4) の指摘がある。

- (3) 幡多地方では、ほかに、「ハヨ、タベタ ヤ。」（早く食べなさい。）のように完了形を用いる表現がある。（吉田 1982:448）

- (4) 「起きた」（多くの場合終助詞ヤを添える）は敬卑両様であるが、完了態で命令の役目を代用させている点から見れば敬態とすべきであろう。【中略】若い世代の生活語として幡多地域全般に行われ、遠慮のいらぬ敬態として用いられていると  
いってよい。（浜田 1982:116）

これら先行研究における記述からは、行為指示表現においては連用形命令を使用せず主に命令形を使用すること、タヤ形式<sup>2)</sup>が用いられることが述べられている。

本調査では先行研究で指摘されている (1) ~ (4) についての確認を行なうとともに、これらの形式の使用範囲について明らかにすることを目的として調査を行なった。

### 3. 調査の概要

#### 3.1. インフォーマント情報

調査は 2011 年 7 月と 9 月および 2012 年 7 月に行なった。インフォーマントの情報は次ページの表 1 のとおりである。BCF および BDM は、幡多地方に属する大宮地区の隣の地域である奥屋内地区に住んでいるのだが、今回の調査では、タヤ形式の地理的な広がりを見るためにこの 2 人にも調査を行なった。なお、3.3.2 節で示した調査文についてすべてのインフォーマントに調査を行なったわけではない。その中でも、AAF と AKM にはすべての調査文について質問したので、本稿では、AAF と AKM の調査結果をもとに大宮方言の行為指示表現について記述を行ない、その他のインフォーマントの回答を補助的に用いる。

---

2) いくつかの先行研究では「タ形+ヤ」と分析されているが、4 節で述べるようにタ形単独では行為指示表現として使用できないため、本稿では「タヤ形式」と称する。

表1 インフォーマント情報

話者 ID	年齢	性別	居住歴	調査日
AAF	86	女性	0- : 大宮	2011.7, 2012.7
AKM	72	男性	0- : 大宮	2011.9, 2012.7
ACF	83	女性	0-19 : 大宮、19-20 : 香川県、20- : 大宮	2011.7
AMF	66	女性	0-2 : 津賀、3-15 : 大宮、16-18 : 宇和島、18- : 大宮	2011.9
ALM	70	男性	0-15 : 大宮、15-18 : 中村、18- : 大宮	2011.9
BCF	82	女性	0-23 : 口屋内、23- : 奥屋内 <sup>3)</sup>	2011.7
BDM	77	男性	0- : 奥屋内	2012.7

※インフォーマントの年齢は BDM をのぞき、2011 年調査時現在のもの

### 3.2. 発話機能

行為指示表現は、話し手の聞き手に対する強制力と聞き手の利益になるか否かにより、異なる発話機能を持つ。すなわち、行為の強制力と聞き手の利益によって《命令》《依頼》《勧め》といった発話機能を持っている<sup>4)</sup>。(高木 2009)。本稿での行為指示表現については以下表 2 のようにまとめられる。

表 2 行為指示表現の分類：高木 (2009:108) より一部改変して転載

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》	《聞き手利益命令》
拘束力・弱	《依頼》	《勧め》

表 2 に見るように行為指示表現は、話し手の聞き手に対する拘束力の強弱と要求する行為が聞き手にとって利益になるか否かによって 4 つに分類される。拘束力が強い場合は聞き手に行為の実行についての決定権はなく、弱い場合は聞き手に行為の実行権がある。拘束力が強く聞き手の利益にならない行為を要求するものが典型的な《命令》となる。拘束力は弱い要求する行為が聞き手の利益にならないときに聞き手の負担となるものが《依頼》、拘束力は強い要求する行為が聞き手にとって利益があるものが《聞き手利益命令》、拘束力が弱く要求する行為が聞き手にとって利益のあるものが《勧め》である。《聞き手利益命令》については、《命令》に分類する立場 (柏崎 1993 など) や、《勧め》に分類する立場 (安達 2002 など) があるが、2 つの分類軸による 4 つの分類はそれぞれ連続的で必ずしもはっきりと区別できるものではない。

本調査では、それぞれの分類軸によって分けられる典型的なものを発話機能として設定し、聞き手利益と拘束力の強弱がはっきりと設定できる《命令》《依頼》《勧め》の場面について調査を行なった。《聞き手利益命令》に関しては調査を保留してある。

3) 奥屋内は大宮地区の隣にある地域であり、同じ幡多地方に属する地域である。詳細はフィールドワーク調査概要 (本誌 p.1) を参照されたい。

4) 以下、本稿では行為指示表現における発話機能を《 》で示す。

### 3.3. 調査文について

#### 3.3.1. 聞き手の設定

調査では、行為指示表現で用いられる各形式の使用範囲を調べるため、ウチソト・親疎・上下に基づき、以下の表3に示した9人の人物を設定した。

表3 聞き手の設定

話し手と 聞き手 の関係	ウチ			ソト					
	目上	対等	目下	親			疎		
				目上	対等	目下	目上	対等	目下
例	両親	配偶者	兄弟	近所の 年上	近所の 同じ年	近所の 年下	地区内 の年上	地区内 の同じ年	地区内 の年下

調査の際は、それぞれの聞き手に当てはまる具体的な人物を答えてもらう形で調査を行った<sup>5)</sup>。

#### 3.3.2. 調査文

本調査では、高木（2009）による表2の行為指示表現の分類をもとに、それぞれの機能ごとに五段動詞・カ変動詞・サ変動詞に関する調査文を作成した。本調査で用いた調査文は以下のとおりである。

##### (5) 《勧め》

- (5a) 【雨が降りそうなのに、傘を持たずに出かけようとしているXさんに対して】  
Xさんに「雨が降りそうだから、傘を持って 行け」と勧めるとき、どのように言うか。
- (5b) 【知り合いからおいしいお菓子／珍しいお酒をもらったときなど】  
Xさんに「おいしいお菓子／珍しいお酒があるから、うちへ 来い」と勧めるとき、どのように言うか
- (5c) 【最近体力がなくなってきたと言っている聞き手に対して】  
Xさんに「(健康のために) 運動／散歩しろ」と勧めるとき、どのように言いますか？

##### (6) 《依頼》

- (6a) 【Xさんが共通の知り合いの家へ遊びに行くと言うのを聞いて】  
Xさんに「ついでにこれ（お土産・畑で採れた野菜など）を持って 行け」と頼むとき、どのように言うか
- (6b) 【緊急の用事があって自身の家に来てもらいたいときや、農作業で人手がいるため手伝ってほしいときなど】

5) 以下、本文中では、設定した聞き手を〈親・上〉のように示す。

Xさんに「相談があるから、うちへ 来い」と頼むとき、どのように言うか  
(6c) 【あらかじめ準備が必要なので／予定を忘れるかもしれない心配があるときなど】

Xさんに「前日に 電話しろ／連絡しろ」と頼むとき、どのように言いますか？

(7) 《命令》

(7a) 【予定の時間になってもなかなか出かけようとしないXさんに対して】

Xさんに「早く 行け」と言うとき、どのように言うか

(7b) 【インフォーマントがXさんに対して（腹を立てることがあり）注意したいことがあるとき】

Xさんに「こっちへ 来い」と言うとき、どのように言うか

(7c) 【村の集まりに連絡をせずに勝手に休んだ聞き手に対して】

Xさんに「休む時は必ず 連絡しろ」と言うとき、どのように言いますか？

#### 4. 調査結果

本節では、調査結果についてみていく。先に結果を示すと次ページの表4のようになる。表中、「タヤ」は動詞語幹にタヤ形式が後接したものを指す。

(8) おいしいお菓子があるから うちにキタヤ。 [AAF: 親・上]

また、「連用」は (9) のような動詞連用形のことを指す。

(9) \*雨降りそうやけん、傘持ってイキー。 [AAF, AKM]

「テ形」は動詞テ形を意味し、表中「△」で示したものは、終助詞または授受動詞が後接するものをいう ((10) (11))。

(10) 前の日にちゃんと電話シテヨ。 [AAF: 親・上]

(11) すまんけんど、〇〇さんにこれ持ってイッテクレル。 [AAF: 疎・上]

最後に、「命令」は動詞命令形を指し、表中「△」で示したものは (13) のように終助詞を伴うものである。

(12) はよ してイケ。 [AAF: ウチ・同]

(13) ちょっと相談があるから、こっちコイヤ。 [AKM: ウチ・同]

以下、それぞれの発話機能ごとに4.1節で《勧め》について、4.2節で《依頼》について、4.3節で《命令》について調査結果をみていく。

表 4 大宮方言の行為指示表現における各形式の使用範囲

	発話機能	形式	ウチ			ソト						
			目上	対等	目下	親			疎			
						目上	対等	目下	目上	対等	目下	
AAF	《勧め》	タヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		命令	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×
	《依頼》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		命令	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	《命令》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
		命令	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
AKM	《勧め》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		命令	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	《依頼》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		命令	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×
	《命令》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△
		命令	○	○	○	×	△	△	×	×	×	×

○:使用可、△:終助詞および授受動詞等とともに使用、×:使用不可

#### 4.1. 《勧め》

本節では《勧め》についてみていく。調査結果は表5のとおりであった。表中で併記してあるものは、左に第一回答、右に第二回答および誘導による回答をそれぞれ示している。

表 5 調査結果《勧め》

		ウチ			ソト						
		目上	対等	目下	親			疎			
					目上	対等	目下	目上	対等	目下	
AAF	行く	■	■●	■●	■	■	■	■	■	■	■
	来る	■	■●	■●	■	■	■	■	■	■	■
	する	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
AKM	行く	◎	◎●	●	●	●	●	+	+	●	
	来る	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	する	+	+	+	+	+	+	+	+	+	

[凡例] ■:タヤ形式、●:命令形+ヤ、◎:命令形+ヨ、+:仮定形+ドウゾ

表5からわかるように、タヤ形式は女性のAAFのみが使用し、男性のAKMは使用しないという回答であった。また、ACF、AMF、ALMからも、タヤ形式は女性が使用する形式で男性は使用しないという内省を得ている。タヤ形式という行為指示表現の形式（イッタヤ、キタヤ、シタヤ）は、女性が使用する形式であると言える。

AAFの結果をみると、タヤ形式はいずれの人物に対しても使用され、〈ウチ・同〉〈ウチ・下〉の人物に対しては命令形+ヤも使用するという結果であった。

(14) 雨降りそうやけん、傘持ってイッタヤ。 [AAF: 親・上]

(15) 雨降りそうやけん、傘持ってイケヤ。 [AAF: ウチ・下]

《勧め》では、AAF・AKMともに命令形のみを使用はできないという回答であった。また、AAFによると、命令形+ヤよりもタヤ形式のほうが丁寧な言い方であり、〈ウチ・同〉〈ウチ・下〉以外には命令形+ヤは使用できないという内省を得ている。

男性インフォーマントのAKMは、ほぼすべての人物に対して命令形+ヤおよび命令形+ヨを用いる。

(16) 雨降りそうやけん、傘持ってイケヤ/ヨ。 [AKM: ウチ・同]

命令形に後接する終助詞としてヤとヨが回答されたが、これらの終助詞による違いはほとんどないということであった。

また、五段動詞の〈疎・上〉〈疎・同〉とサ変動詞の回答では、仮定形+ドウゾ<sup>6)</sup>という回答が得られた。

(17) 健康のために、散歩シタラドウゾ。 [AKM: 疎・上]

サ変動詞のみで仮定形+ドウゾが多く回答されたのは、調査文の文脈によるものであると思われるが (cf.5.1)、命令形+ヤ/ヨを使用しない場合、命令形のみは使用できず、仮定形+ドウゾが使用されると考えられる。

以上、《勧め》に関する調査結果から、女性はすべての人物に対してタヤ形式を使用し、一方、男性は命令形+ヤをすべての人物に対して使用するという違いがあるということがわかった。《勧め》では、男女ともに命令形のみを使用はできない。そして、男性は、タヤ形式を用いない代わりに仮定形+ドウゾのように他の表現形式を使用するということが分かった。また、以上のようなタヤ形式に関する男女差は、BCF・BDMによる回答にもみられた<sup>7)</sup>。同じ幡多方言域に属する奥屋内地区においてもタヤ形式は使用されているようであるが、地理的な分布については今後の課題としたい。

なお、タヤ形式は必ずタヤという形で使用され、タ形のみを使用はできない。標準語では《勧め》の発話としてタ形を重ねて用いることはあるが、大宮方言においてもタ形を重ねる言い方は使用される。

6) 大宮方言においては、仮定形はバ形ではなくタラ形が使用される。また、ゾは「これはおれのがゾ」のように使用される終助詞である。本誌所収の「準体助詞」の報告 (p.7) も参照されたい。

7) BDMからは、AKMと同様に《勧め》においても命令形を使用するという回答を得ているが、ウチソトに関係なく、〈下〉の人物であれば使用するということがあった。



(18) \*雨が降りそうやけん、傘持ってイッタ。

(19) 【八百屋が店の前を通る人に対して】さあ、カッタ カッタ。

#### 4.2. 《依頼》

次に、《依頼》についてみていく。調査結果は表6のようであった。

表6 調査結果《依頼》

		ウチ			ソト					
		目上	対等	目下	親			疎		
					目上	対等	目下	目上	対等	目下
AAF	行く	▲	▲	▲△	▲	▲	▲	▽	▽	▽
	来る	▲	▲	▲	▼	▼	▼	▽	▽	▽
	する	◀	◀	◀	◀	◀	◀	▽	▽	▽
AKM	行く	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
	来る	▽	●	●	▽	▽	▽	▽	▽	▽
	する	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽

[凡例] ▲：テ形+ヤ、▼：テ形+カ、◀：テ形+ヨ、●：命令形+ヤ、  
△：テ形、▽：テ形+授受動詞<sup>8)</sup>

《依頼》に関する調査結果から、AAF、AKMともにテ形のみ、テ形+終助詞、テ形+授受動詞というように違いはあるものの、ほぼすべての人物に対してテ形が使用されることが分かる。AKMが〈ウチ・同〉〈ウチ・下〉に対してそれぞれ1例ずつ命令形+ヤを使用するという回答があった。

(20) ついでにこれ持ってイッテヤ。 [AAF:ウチ・上]

(21) 相談があるから、うちへキテカ。 [AAF:親・上]

(22) 前の日にちゃんと電話シテヨ。(10)再掲 [AAF:親・上]

(23) すまんけんど、〇〇さんにこれ持ってイッテクレル。(11)再掲 [AAF:疎・上]

(24) すまんけんど、うちキテモラエル。 [AAF:疎・上]

AAFは、《勧め》と同様に、ほとんどの人物に対してテ形+終助詞を使用するが、疎の人物に対してはテ形+授受動詞を用いるという違いがある。テ形+ヤ、テ形+ヨ、テ形+カは、いずれも〈ウチ〉および〈親〉の人物に対して使用される((20)～(22))。上下の違いによる使い分けはない。

疎の人物に対して使用される授受動詞は、五段動詞「行く」の回答ではすべてクレル(23)、カ変動詞「来る」とサ変動詞「電話する/連絡する」ではすべてモラウ(24)が回答された。普段、年齢による上下や親疎を意識することはあまりないということであったが、《依頼》の回答からはソトの人物に対して親疎の違いがあることが窺える。

8) 具体的にはクレルとモラウが回答された。いずれの授受動詞が用いられるかによる待遇の違いについても考察を行なうべきであるが、本調査の目的は行為示表現におけるタヤ形式の使用範囲および、いずれの活用形がどのように使い分けられるかを明らかとすることにあるため、今回の報告では、いずれの授受動詞が用いられるかは問題としない。

一方、AKM はテ形+授受動詞、命令形+ヤの使用がみられる。(25) にみるように、用いられる授受動詞はすべてクレルであった。

(25) ついでにこれ持ってイッテクレンカ。 [AKM: 親・上]  
命令形+ヤは、《依頼》であっても〈ウチ・同〉〈ウチ・下〉に対してであれば使用できるということであった。

(26) ちょっと相談があるから、こっちコイヤ。(13) 再掲 [AKM: ウチ・同]

上記の《依頼》に関する調査結果から、《依頼》においてはタヤ形式は用いられず、テ形+終助詞、テ形+授受動詞が多く使用されることが明らかとなった。

### 4.3. 《命令》

最後に《命令》に関する調査結果についてみていく。結果は以下表7のようであった。

表7 調査結果《命令》

		ウチ			ソト					
		目上	対等	目下	親			疎		
					目上	対等	目下	目上	対等	目下
AAF	行く	-	○%	○-	-	%	♪	#	-	#
	来る	▲	○	○	▲	▲▼	▲▼	▲▼	▲▼	▲▼
	する	-	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
AKM	行く	○◎	○%	○-	-	◎	◎	-	-	-
	来る	○	○	○	▽	▽	▽	▽	▽	▽
	する	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[凡例] ▲: テ形+ヤ、▼: テ形+ヨ、○: 命令形、◎: 命令形+ヨ、▽: テ形+授受動詞  
-: 当為表現、#: 勧誘表現、♪: 提案、%: 否定疑問形式+カ

《命令》では、《勧め》《依頼》に比べるとテ形+ヤ、テ形+ヨ、命令形、命令形+ヨ、当為表現、勧誘表現、提案、否定疑問形式+カと使用される表現が多い。タヤ形式は使用されない。

テ形および命令形のいずれも使用されているが、《勧め》《依頼》に比べてテ形のみまたは命令形のみによる回答が少なかった。

AAF は、〈ウチ・同〉〈ウチ・下〉以外に命令形を用いることはできないという回答であったが、これらの人物に対してもあまり命令形を使用することはない。

(27) はよ してイケ。(12) 再掲 [AAF: ウチ・同]

〈ウチ・同〉〈ウチ・下〉以外の人物に対しては、テ形 (28) (29) および否定疑問形式 (30)、提案 (31)、勧誘表現 (32)、当為表現 (33) など様々な表現が用いられる。

(28) こっちにキテヤ。 [AAF: ウチ・上]

(29) 話があるからこっちキテヨ。 [AAF: 親・同]

(30) はよして イカンカ。 [AAF: 親・同]

(31) はよして イッタラドウ。 [AAF: 親・下]

(32) はよして イコウヨ。 [AAF: 疎・上]

(33) はよして イカナイケンコトナイカナ。 [AAF: ウチ・上]

AKMは、命令形+ヨを〈親・同〉〈親・下〉に対してそれぞれ1例ずつ用いるが、命令形はすべて〈ウチ〉の人物に対して使用する。

(34) はよ イケヨ。 [AKM:ウチ・上]

(35) はよ イケ。 [AKM:ウチ・同]

命令形+ヨを〈親・同〉〈親・下〉に対してそれぞれ1例ずつ使用がみられるが、終助詞ヨを用いない命令形のみでの使用はできず、〈ウチ〉の人物に対してのみ命令形の使用が可能であると考えられる。

カ変動詞「来る」の調査文では「聞き手に対して腹を立てていることがあり、注意したいとき」という文脈を提示して回答を得ているが、腹を立てていても〈ウチ〉以外の人物に話し手のほうへ来ることを命令するときには命令形は使用しないということであった。〈ウチ〉以外の人物に対してはテ形+授受動詞が用いられる。

(36) こっち コイ。 [AKM:ウチ・同]

(37) こっち キテクレンカ。 [AKM:親・同]

AKMの《命令》の回答で最も多かったのが、当為表現である。

(38) はよ イカニヤイケンド。 [AKM:疎・上]

(39) 休む時は必ず 連絡セナキヤイケンジャナイカ。 [AKM:ウチ・上]

(40) 休む時は必ず 連絡セナキヤイケルカヤ。 [AKM:疎・上]

以上の結果から、命令形は〈ウチ〉の人物のみに対して使用され、〈ウチ〉以外の人物に対しては当為表現やテ形がおもに使用されることが分かった。

なお、吉田(1982)には、幡多地方では命令形の使用が主であるという記述がみられるが、今回の結果から、命令形のみではあまり使用されず終助詞を伴うことが多い点、〈ウチ・上〉の人物にも使用される点に幡多地方における命令形の使用の特徴があると言えるであろう。

## 5. 大宮方言における行為指示表現形式の使い分け

4節では発話機能ごとの結果についてみた。今回の調査結果をまとめると次ページの表8のようになる。前節でみたように、それぞれの発話機能ごとに《勧め》ではタヤ形式が、《依頼》ではテ形が、《命令》では命令形が主に使用されることが明らかとなったが、調査結果ではすべての回答においてそれぞれの形式を使用するというわけではなかった。回答語形にばらつきがみられた要因として、設定した聞き手の属性および発話行為の違い以外の要因が働いていることが考えられる。

日本語の「ヨ」を含む命令文における機能の類型に関して考察を行なっている井上(1993)では、命令文の機能を決める要因として「タイミング考慮」と「矛盾考慮」という考えが導入されている。

(41) 「現在動作実行のタイミングにある」「現在動作実行のタイミングにない」のいずれを前提とするか (タイミング考慮/タイミング非考慮)

(42) 「話し手の意向と矛盾することがらが存在する」「話し手の意向と矛盾することがらがない」のいずれを前提とするか (矛盾考慮/矛盾非考慮)

表 8 大宮方言の行為指示表現における各形式の使用範囲 (表 4 再掲)

	発話機能	形式	ウチ			ソト						
			目上	対等	目下	親			疎			
						目上	対等	目下	目上	対等	目下	
AAF	《勧め》	タヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		命令	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×
	《依頼》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		命令	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	《命令》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
		命令	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
AKM	《勧め》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		命令	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	《依頼》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		命令	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×
	《命令》	タヤ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		連用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		テ	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△
		命令	○	○	○	×	△	△	×	×	×	×

○: 使用可、△: 終助詞および授受動詞等とともに使用、×: 使用不可

以下、本節ではそれぞれの結果においてみられた回答語形のばらつきについて、「タイミング考慮」「矛盾考慮」をもとにみていく。

### 5.1. 《勧め》における回答語形のばらつき

《勧め》における回答のうち、AAF はすべての質問文に対してタヤ形式を使用するという回答であった。一方、AKM は五段動詞・カ変動詞の調査文では主に命令形を、サ変動詞の調査文では仮定形+ドウズを使用するというように調査文によって異なる形式を使用するという回答であった。

《勧め》に関する調査文をタイミング考慮/タイミング非考慮および矛盾考慮/矛盾非考慮の視点でみると次のようになる。

(43) 「雨が降りそうだから、傘を持って行け」 【タイミング考慮・矛盾考慮】

(44) 「おいしいお菓子/珍しい酒があるから、うちへ来い」

【タイミング考慮・矛盾非考慮】

(45) 「(健康のために) 運動／散歩しろ」 【タイミング非考慮・矛盾非考慮】

五段動詞およびカ変動詞を使用した調査文が「現在動作実行のタイミングにある」行為を指示するタイミング考慮の解釈を受ける発話であるのに対して、サ変動詞を使用した調査文のみ「現在動作実行のタイミングにない」行為を指示するタイミング非考慮の解釈を受ける発話となる。AKM の回答のうち、サ変動詞の調査文において命令形+ヤ、命令形+ヨではなく、仮定形+ドウゾが回答されたのは、調査文の聞き手に対して指示する行為の内容が、サ変動詞のみ「現在動作実行のタイミングにない」タイミング非考慮の発話であったためと考えられる。

一般に、命令形は直接的な表現となりタイミング考慮の解釈を受けやすい発話で使用されることが多い。一方、仮定形は命令形よりは直接的でない表現となり、必ずしもタイミング考慮の解釈を伴わない発話で使用されることが多い。したがって、タイミング非考慮の解釈を受ける発話となるサ変動詞の調査文において仮定形+ドウゾが回答されたと思われる。

## 5.2. 《依頼》における回答語形のばらつき

《勧め》と同様に、《依頼》においても回答語形にばらつきがみられた。具体的には、AAF の回答において五段動詞・カ変動詞に関する調査文の回答では終助詞のヤが用いられるが、カ変動詞の調査文ではヤおよびカが、サ変動詞の調査文ではヨが用いられるという違いがみられた。

《依頼》の調査文は《勧め》と同様にサ変動詞の調査文のみタイミング非考慮の解釈を受ける発話となっている。

(46) 「ついでにこれを持って行け」 【タイミング考慮・矛盾非考慮】

(47) 「相談があるから、うちへ来い」 【タイミング考慮・矛盾非考慮】

(48) 「前日に電話しろ／連絡しろ」 【タイミング非考慮・矛盾非考慮】

4 節で述べたように、話者の内省では終助詞のヤかヨによる意味の違いはないという回答であった。また、《依頼》の結果をみても、聞き手による使い分けはみられず、ヤを用いるかカおよびヨを用いるかによる待遇的な意味の違いもない。しかし、テ形に続く終助詞のうち、ヤを用いるかカおよびヨを用いるかは、指示する行為が今すぐに行なう行為であるか否かによる違いがみられる。

(49) ついでにこれ持ってイッテヤ。(15) 再掲 [AAF: ウチ・上]

(50) 相談があるから、ちょっとこっちキテヤ。 [AAF: ウチ・上]

(51) 前の日に連絡シテヨ。 [AAF: ウチ・上]

## 5.3. 《命令》における回答語形のばらつき

調査結果のうち、《命令》においてももっとも大きな回答語形のばらつきがみられた。AAF の回答において五段動詞の調査文では命令形、当為表現、提案、否定疑問+カが、カ変動詞の調査文ではテ形+ヤ、テ形+ヨ、命令形が、サ変動詞の調査文ではテ形+ヨ、当為表現がそれぞれ回答され、AKM の回答において五段動詞の調査文では命令形、命令形+ヨ、

当為表現、否定疑問+カが、カ変動詞の調査文では命令形、テ形+授受動詞が、サ変動詞の調査文では当為表現、がそれぞれ回答されている。《命令》の調査文においては、聞き手の属性による使い分けもみられるが、タイミング考慮だけではなく、矛盾考慮の解釈が強く読み込めるか否かにも違いがある。《命令》の調査文におけるタイミング考慮/タイミング非考慮および矛盾考慮/矛盾非考慮を示すと以下ようになる。

- (52) 「早く行け」 【タイミング考慮・矛盾考慮】  
 (53) 「こっちへ来い」 【タイミング考慮・矛盾非考慮】  
 (54) 「休むときは必ずしろ」 【タイミング非考慮・矛盾非考慮】

まず、AKM の回答では、サ変動詞の調査文ですべての人物に対して当為表現を使用するということであった。《命令》の調査文では、サ変動詞の発話のみタイミング非考慮の解釈を強く受ける発話となっている。つまり、「現在動作実行のタイミングにない」行為を聞き手に対して指示する発話となっており、他の調査文に比べて拘束力が弱い発話と解釈されたために、サ変動詞の結果において五段動詞・カ変動詞の調査文とは異なる当為表現が回答されたものと考えられる。

次に、AAF についてみると、カ変動詞・サ変動詞の調査文ではテ形+ヤ、テ形+ヨが回答されているのに対して、五段動詞の調査文ではテ形は使用されず、その他の表現を使用するという回答であった。五段動詞の調査文における発話では「予定の時間になってもなかなか出かけようしない聞き手に対して」という文脈を与えており、「話し手側のスクリプト<sup>9)</sup> P と矛盾する事柄~P が存在する」(井上 1993:343) 状況で発せられる発話となっている。そのため、「早く行け」という発話は矛盾考慮の解釈を強く受けるものとなっており、《命令》の調査文の中でもっとも拘束力が強いものとなっている。矛盾考慮の解釈を受けると発話であるために、話し手が聞き手に対して持つ拘束力が強いものとなり、それをやわらげるためにカ変動詞・サ変動詞の調査文における結果とは異なるさまざまな表現による回答が得られたものと考えられる。AKM の五段動詞の調査文における当為表現の使用および〈親・同〉〈親・下〉に対する命令形+ヨの使用もまた、調査文で用いた発話が、矛盾考慮の解釈を強く受けるか否かによるものと思われる。

以上、本節では調査結果にみられた回答語形のばらつきについて、調査文で設定した文脈および発話がタイミング考慮/タイミング非考慮・矛盾考慮/矛盾非考慮のいずれの解釈を受けるかという点から考えた。まとめると以下ようになる。

- (55) タイミング考慮の解釈を強く受ける発話は、主に使用される形式と異なる表現が使用される。  
 (56) 矛盾考慮の解釈を強く受ける発話は、話し手の聞き手に対する拘束力が強いことを表わすため、それを和らげるために主に使用される形式と異なる表現が使

9) 「スクリプト」は井上 (1993:358) で以下のように定義されるものである。

本稿でいう「スクリプト」は、話し手は個々の事態について想定している「このような内容の動作がこのタイミング(場面)で実行される」という内容の「すじがき」のことであり、Schank らのいう「当該の場面で想定される一連のエピソードに関する一般知識」としての“script”とは必ずしも一致しない。

用される。

## 6. まとめと今後の課題

以上、本稿では2011年および2012年に行なった調査結果をもとに、大宮方言における行為指示表現についてその使用範囲に関する記述を行なった。結果をまとめると以下のようになる。

- (a) 命令形、テ形およびタヤ形式が使用される。連用形は使用されない。
- (b) タヤ形式は《勧め》で、テ形は《依頼》で、命令形は《命令》でそれぞれ使用される。
- (c) 命令形およびテ形が使用される場合、終助詞または授受動詞を伴って使用されることが多い。
- (d) 聞き手との関係および発話機能だけではなく、発話が「タイミング考慮／タイミング非考慮」「矛盾考慮／矛盾非考慮」のいずれの解釈を受けるかによる使用語形の違いがある。

無敬語地域における対人関係把握に関わる言語表現として行為指示表現について発話機能と形式の関係について記述を行なったが、大宮方言に特徴的なタヤ形式については、その由来や地理的な分布の把握が必要であると考えられる。今後の課題としたい。

### 【参考文献】

- 安達太郎 (2002) 「命令・依頼のモダリティ」 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書4 モダリティ』 pp.42-77, くろしお出版.
- 井上優 (1993) 「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」—命令文・依頼文を中心に—」『国立国語研究所研究報告105 研究報告集14』 pp.333-360, 国立国語研究所.
- 柏崎雅世 (1993) 『日本語における行為指示型表現の機能—「お～／ください」「～てくれ」「～て」およびその疑問・否定疑問形について—』くろしお出版.
- 高木千恵 (2009) 「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック3』 pp.105-129, 国立国語研究所.
- 土居重俊 (1982) 「土佐の方言」山本大編『高知の研究6 方言・民族篇』清文堂出版 (井上史雄ほか編 (1997) 『日本列島方言叢書21 四国方言考』ゆまに書房に再録 pp.35-74).
- 浜田数義 (1982) 「幡多方言について」山本大編『高知の研究6 方言・民族篇』清文堂出版 (井上史雄ほか編 (1997) 『日本列島方言叢書21 四国方言考』ゆまに書房に再録 pp.75-124).
- 吉田則夫 (1982) 「高知県の方言」飯豊毅一ほか編『講座方言学8 中国・四国地方の方言』 pp.425-449, 国書刊行会.

---

さかい まさし (大阪大学大学院生)

hinamasa\_2422@yahoo.co.jp